

広島県公立大学法人職員就業規則（平成19年4月1日法人規程第52号）（抜粋）

（ハラスメント等の防止）

第34条 職員は、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他の人権侵害行為（以下「ハラスメント等」という。）をいかなる形でも行ってはならず、これの防止及び排除に努めなければならない。

2 前項のハラスメント等の防止及び排除に関し必要な事項は、広島県公立大学法人ハラスメント等の防止等に関する規程（平成19年法人規程第58号）の定めるところによる。